

和紙公函デジタル化業務委託

仕様書

令和8年6月

酒田市 総務部 税務課

## 第 1 編 総 則

### 第 1 条 (適用範囲)

本仕様書は、酒田市（以下「甲」という）が行う「和紙公図デジタル化業務委託」（以下「本業務」という）に適用するものである。

### 第 2 条 (履行場所)

酒田市総務部税務課内

### 第 3 条 (委託期間)

契約の日から令和 9 年 1 月 31 日まで

### 第 4 条 (業務の目的)

本業務は、固定資産税の課税客体である土地の現況と登記情報を把握するために和紙に記載されている旧公図をデジタル化して甲が運用中の酒田市統合型地理情報システム「さかたまっぷ」で閲覧ができるようにするものとする。但し、縮尺・座標値については位置合わせが困難なことが想定されるため、土地の現況と登記情報がシステム内で閲覧できるようにするものとする。

### 第 5 条 (準拠法令)

本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書に拠るほか、下記に記載する関係法令・作業規程等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地方税法
- (2) 不動産登記法
- (3) 地価公示法
- (4) 固定資産評価基準
- (5) 国土調査法
- (6) 測量法
- (7) 公共測量作業規程
- (8) 酒田市条例
- (9) 酒田市財務規則
- (10) その他、関係法令・規則・通達等

### 第 6 条 (提出書類)

本業務の実施に際し、受託者（以下「乙」という。）は以下の書類を甲に提出し承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 技術者届及び経歴書（資格証明書の写し含む）
- (5) その他甲が指定する書類

#### 第7条（管理技術者）

乙において選任する管理技術者は、測量士の資格を有するものとする。また、本業務着手に際して管理技術者の経歴書（資格証明書の写し含む）を甲に提出するものとする。なお、管理技術者は本業務に専任とし、照査技術者との兼務は認めないものとする。

#### 第8条（照査技術者）

乙において選任する照査技術者は、地理空間情報を取り扱うため、地理空間情報に精通した（社）日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の有資格者とする。また、本業務着手に際して照査技術者の経歴書（資格証明書の写し含む）を甲に提出するものとする。なお、照査技術者は本業務に専任とし、管理技術者との兼務は認めないものとする。

#### 第9条（守秘義務）

乙は、本業務において甲の情報資産の安全性を確保するものとする。特に情報の漏洩が起きないように細心の注意を払い、業務において作成したデジタル情報は、厳格に管理し、業務完了後において速やかに消去しなければならない。

#### 第10条（疑義の解決）

本仕様書の各項について、疑義又は定めのない事項が生じた時は、甲と乙が協議し、甲の指示に従わなければならない。

#### 第11条（個人情報の保護）

- 乙は業務上個人情報を取り扱うに当たり、管理責任者を定め、個人情報保護法及び酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し業務を実施するものとする。
2. 管理責任者は、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を漏洩及び滅失することのないよう、管理体制を整えるものとする。
  3. 管理責任者は、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を漏洩及び滅失することのないよう、施錠できる場所に保管するものとする。
  4. 業務上、個人情報を取り扱う場合には、管理責任者の監督の下で行うものとする。
  5. 業務の都合上、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を複写又は複製しようとするときには、管理責任者を通じて、甲の承諾を得るものとする。

6. 管理責任者は、貸与された個人情報に漏洩及び滅失した場合には、速やかに甲に報告しその指示を受けるものとする。
7. 管理責任者は、業務の終了後、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を速やかに甲に返還しなければならない。業務の都合上、複写又は、複製されたものも同様とするものとする。

#### 第12条（貸与資料）

本業務を実施する上で必要な資料として、下記の資料を甲は乙に対し貸与するものとするが、乙は、貸与された資料についてその重要性を認識し、取り扱い及び保管を慎重に行うものとする。

万が一業務中に諸事故等があった場合は直ちに甲に状況及び内容を報告し、甲の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は乙が負うものとする。

##### (1) 旧公図（和紙・400面程度）地形図

サイズ	枚数
A2	70
A1	100
A0	100
A0より大きいサイズ	130

- (2) 地番現況図データ
- (3) 航空写真デジタルオルソデータ
- (4) 都市計画図データ
- (5) 字切図
- (6) 光丘文庫デジタルアーカイブ
- (7) その他必要な書類

#### 第13条（検査）

乙は、業務完了時に本仕様書第25条に定める成果品を提出し、甲の検査を受けなければならない。また、成果品の検査において訂正を指示された箇所については、直ちに訂正しなければならない。

#### 第14条（打合せ協議）

本業務を円滑かつ的確に遂行するため、連絡協議を綿密に行うものとする。

なお、打合せ協議は初回・中間3回・成果品納品時の計5回を基本とするが、中間打合せについては必要に応じて適宜実施するものとする。

#### 第15条（成果品の帰属）

本業務の成果品は、ソフトウェアを除きすべて甲に帰属するものであり、乙は甲

の許可なく成果品を使用・複写、もしくは第三者に譲渡及び貸与してはならない。

第16条（成果品納入場所）

本業務成果品の納入場所は、酒田市総務部税務課とする。

第17条（工期）

本業務の全体工期は、契約締結日より令和9年1月31日迄とする。

第18条（委託料の支払い方法）

本業務終了後、委託者は受託者より正当な請求書を受領した日から30日以内に受託者に対して一括で支払うものとする。

第19条（作業数量）

作業項目、数量は下記のとおりとする。

(1) 和紙公図デジタル化	400面
(2) システム用データ作成	1式
(3) システム用和紙公図界作成	1式
(4) システムデータ調整	1式

## 第2編 和紙公図デジタル化業務

第20条（計画準備・資料収集）

計画準備は本業務を遂行するにあたって人員の配置・全体計画立案をし、基礎資料を収集し内容の確認を行うものとする。

第21条（和紙公図デジタル化）

甲が保有する和紙公図について、スキャニング処理により和紙公図のデジタル化（TIFFデータ作成）を行うものとする。

2. スキャニング処理は原則としてフルカラー200dpiで行うものとし、和紙公図にしわ・破れ等がある場合は破損が広がる事の無いよう十分に注意して作業を行うものとする。
3. 和紙公図が大きい場合は、分割してスキャニングを行い、画像処理により結合作業を行うものとする。
4. デジタル化した公図データは、利用者が容易に参照可能となるよう整理するものとする。

詳細は、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 第22条（システム用データ作成）

システムデータ作成は、上記で作成された和紙公図スキャンデータを GIS システム上で位置情報として検索するための代表点（ポイント）を付点するものとする。ただし、和紙公図の特性により、明確な位置を特定することは難しいため、代表点の位置については甲乙協議にて決定するものとする。

2. 付点したポイントに、大字名、小字名など和紙公図が特定できる情報を付加する。なお、付加する情報の詳細については甲乙協議にて決定するものとする。

## 第23条（システム用和紙公図界作成）

システム用の和紙公図界を作成する際には、甲が貸与する参考資料（字限図および光丘文庫デジタルアーカイブマップ）を活用して、位置を特定できた和紙公図データについては、境界をポリゴンデータとして作成するものとする。また、これまでの作業により取りまとめられたデータを以下のように紐付け作業を行うものとする。

- (1) 位置が特定できた和紙公図：ポリゴン
- (2) 位置が特定できなかった和紙公図：ポイント

## 第24条（システムデータ調整）

システムデータ調整について、前条までに作成された和紙公図デジタル化データ及びシステム用データを甲で稼働中の酒田市統合型地理情報システム「さかたまっぷ」へ取り込み可能なデータ形式に変換し、システム搭載用データを作成するものとする。また、和紙公図スキャンデータは甲が指定する画像サイズに圧縮したデータを作成するものとする。詳細については甲乙協議の上決定するものとする。

# 第 3 編 成 果 品

## 第25条（成果品）

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) 和紙公図デジタル化データ（TIFF データ）     | 1 式 |
| (2) システム搭載用データ（Shape データ形式）    | 1 式 |
| (3) システム用和紙公図界データ（Shape データ形式） | 1 式 |
| (4) その他本業務で発生した成果品             | 1 式 |

以上